

監 発 第 6 1 号
平成24年2月13日

酒田市長 阿 部 寿 - 殿

酒田市監 査 委 員 和 田 邦 雄

酒田市監 査 委 員 堀 豊 明

定期 監 査 結 果 提 出 に つ い て

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により、次のとおり定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知して下さるようお願いいたします。

記

1 監 査 対 象 課 及 び 監 査 の 期 間

監 査 対 象 課	調 書 作 成 期 日	監 査 の 期 間	監 査 委 員 聴 取 日	監 査 の 範 囲
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課	1 1 月 3 0 日	1 2 月 2 8 日 ~ 2 月 1 0 日	1 月 1 0 日	財 務 に 関 す る 事 項 及 び 事 務 の 執 行
教 育 委 員 会 管 理 課	1 1 月 3 0 日	1 2 月 2 8 日 ~ 2 月 1 0 日	1 月 1 0 日	財 務 に 関 す る 事 項 及 び 事 務 の 執 行
教 育 委 員 会 図 書 館	1 1 月 3 0 日	1 2 月 2 8 日 ~ 2 月 1 0 日	1 月 1 1 日	財 務 に 関 す る 事 項 及 び 事 務 の 執 行
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課	1 1 月 3 0 日	1 2 月 2 8 日 ~ 2 月 1 0 日	1 月 1 1 日	財 務 に 関 す る 事 項 及 び 事 務 の 執 行
教 育 委 員 会 中 央 高 校	1 1 月 3 0 日	1 月 5 日 ~ 2 月 1 0 日	1 月 1 2 日	財 務 に 関 す る 事 項 及 び 事 務 の 執 行

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日	監査の範囲
商工観光部 定期航路事業所	11月30日	1月11日~ 2月10日	1月18日	財務に関する事項 及び事務の執行
商工観光部 商工港湾課	11月30日	1月11日~ 2月10日	1月18日	財務に関する事項 及び事務の執行
議会事務局	11月30日	1月12日~ 2月10日	1月19日	財務に関する事項 及び事務の執行
商工観光部 観光物産課	11月30日	12月12日~ 2月10日	1月19日	財務に関する事項 及び事務の執行

2 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

3 監査結果

監査対象課	監査結果	
教育委員会 学校教育課	指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調定票の作成日が3か月以上遅れているものが2件あった。調定の起票について適正に行うこと。 ・ 前年度注意事項とした支出負担行為の作成日の遅れが改善されていない。60日以上遅れているものが3件あった。支出負担行為に関する規則に則り適正に処理をすること。
教育委員会 管理課	指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調定票の作成日が3か月以上遅れているものが1件あった。調定の起票について適正に行うこと。 ・ 前年度指摘事項に関わらず、支出負担行為票の作成が90日以上遅れているものが10件あった。支出負担行為に関する規則に則り適正に処理をすること。
	注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金前渡について、精算が2か月を超えているものがあった。返納や追給が発生しなくても、速やかに精算すること。 ・ 郵券の記録漏れが見られた。郵券の保管管理は適正に行うこと。
教育委員会 図書館	指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為票の作成日が90日以上遅れているものが1件あった。支出負担行為に関する規則に則り適正に処理をすること。

監査対象課	監査結果	
教育委員会 社会教育課	指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金収納について、受取りから収納まで3か月を超えているものがあった。収納事務は適正に行うこと。 ・ 前年度に引続き予算積算誤りにより予算流用を行っていた。予算の計上については、適正に行うこと。 ・ 調定票の作成日が3か月以上遅れているものが3件あった。調定の起票について適正に行うこと。
	注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為票の作成日が60日以上遅れているものが3件あった。支出負担行為に関する規則に則り適正に処理をすること。 ・ 郵券の保管管理は適正に行うこと。 ・ 外郭団体の経理について、課長が毎月の出納状況の確認を行っていないものがあった。経理基準に基づいて適正に処理をすること。
教育委員会 中央高校	指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸証明手数料の調定と現金の払込が90日を超えて処理されていたものがあった。適正に処理をすること。
商工観光部 定期航路事業所	指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為票の作成日が90日以上遅れているものが2件あった。支出負担行為に関する規則に則り適正に処理をすること。
商工観光部 商工港湾課	指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為票の作成日が90日以上遅れているものが2件あった。支出負担行為に関する規則に則り適正に処理をすること。 ・ 調定票の作成日が3か月以上遅れているもの4件あった。調定の起票について適正に行うこと。 ・ 外郭団体の経理について、チェック体制を確立しながら、経理基準に則り適正に処理をすること。
議会事務局	指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為票の作成日が90日以上遅れているものが3件あった。支出負担行為に関する規則に則り適正に処理をすること。
商工観光部 観光物産課	指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調定、収納手続きについて3か月を超えて遅延しているものが見られた。適正に処理をすること。 ・ 支出負担行為票の作成日が90日以上遅れているものが15件あった。支出負担行為に関する規則に則り適正に処理をすること。 ・ 契約について、委託期間について誤りがあるものが見られた。事務処理について適正に行うこと。